

令和 7 年 11 月 7 日

## 職員の懲戒処分について

職員の懲戒処分を行いましたので、下記のとおり公表します。

### 1. 処分の内容

所属	職名	処分内容
市民生活部	副主査	減給 1/10 1 ヶ月

### 2. 処分年月日

令和 7 年 11 月 7 日

### 3. 処分に至った事実の概要

令和 7 年 9 月 12 日から令和 7 年 9 月 24 日までの 7 日間、正当な理由なく欠勤を続けた。このことは、地方公務員法第 35 条 職務に専念する義務に抵触することから、地方公務員法第 29 条第 1 項第 2 号に基づき、懲戒処分を実施した。

以上